

## 平成18年度 第2回土岐市国民保護協議会議事録

1. 日 時 平成18年9月12日(火) 午後1時30分から午後3時まで
2. 場 所 土岐市文化プラザ1階 ルナホール
3. 出席委員 (28名)
- 1号委員 岡本 敦委員(国土交通省多治見砂防国道事務所長)  
波多野茂幸員(国土交通省庄内川河川事務所土岐川出張所長)
- 3号委員 石黒雄教委員(岐阜県東濃進行局長)(代理:渡辺)  
久保田芳則委員(岐阜県東濃保健所長)(代理:清水)  
藤村義久委員(岐阜県多治見土木事務所長)  
清水貴一委員(岐阜県多治見警察署長)(代理:高橋)
- 5号委員 白石 聰委員(土岐市教育長)  
加藤貴紀委員(土岐市消防長)
- 6号委員 曾根 修委員(土岐市企画部長)  
水野仙三委員(土岐市総務部長)  
安藤 修委員(土岐市市民部長)  
大野健一委員(土岐市経済環境部長)  
林 俊治委員(土岐市建設部長)  
今井正史委員(土岐市水道部長)  
浜島知典委員(土岐市議会事務局長)  
水野幸爾委員(土岐市総合病院事務局長)
- 7号委員 堀口高資委員(N T T岐阜支店災害対策室長)(代理:伊藤)  
松崎晴夫委員(中部電力㈱多治見営業所長)(代理:中村)  
森 秀之委員(土岐郵便局長)
- 8号委員 加藤良夫委員(土岐市連合自治会長)  
土本和子委員(土岐市女性連合会長)  
林 立也委員(土岐市消防団長)  
熊谷恒朗委員(土岐医師会長)  
福井辰巳委員(土岐市金融協会会長)  
小島憲和委員(土岐市建設業組合長)  
長江正文委員(岐阜県L P ガス協会土岐支部土岐地区長)  
土屋周一委員(土岐市管工事組合長)  
西村清司委員(岐阜県石油商業組合土岐支部長)
- 会 長 塚本保夫(土岐市長)
- 事 務 局 総務部次長兼総務課長 鵜 飼 毅  
(3名) 総務課防災係長 梅 村 充 之  
総務課防災係 瀬 瀬 大 祐
- 傍 聴 者 0名

4. 議 事 議第1号 土岐市国民保護計画（素案）について  
→提出した修正案により今後の手続きを進めることで承認

- 議第2号 パブリックコメントの実施について  
→事務局案どおり承認

## 5. 議 事 録

進行： 鶴飼 総務部次長兼総務課長

### ○ 開会

進行： 皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、第2回目の土岐市国民保護協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### ○ 会長あいさつ（土岐市長）

進行： では、まず初めに土岐市国民保護協議会の会長であります塚本土岐市長よりご挨拶申し上げます。

会長： どうも皆さんご苦勞様でございます。皆様方には公私共何かとご多用の中を、万障お繰り合わせをいただきましてご出席を賜り、本日平成18年度第2回の土岐市国民保護協議会を開催できますことを、まずもって厚く御礼を申し上げます。日頃行政各般に渡ってご指導賜っておりますこと、重ねて厚く御礼を申し上げます。

昨日は5年前にアメリカで衝撃的なテロ事件が起きまして5年を経過するということが、その後も世界各地でテロ等が續発をいたしておりますし、また、この東アジアにおきましては、北朝鮮におきましてミサイルの発射等があるということで、国民の安全をどのようにして確保していくかということが極めて重要な課題になるということをおもう訳でありまして、有事法制の議論以来、この国民保護ということが大変重要な課題となってきております。本日は土岐市国民保護計画の素案についてご協議を賜り、また、パブリックコメントの有り様等につきましてご協議を賜りまして、この計画がより実り多いものになりますようにご指導賜りたいと、このように願っております。よろしくひとつご指導賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### ○ 議事

進行： それでは、お手元にお配りさせていただきました資料に基づきまして、早速議事に入らせていただきたいと思います。存じますが、議事進行の議長を、土岐市国民保護条例第4条の規定に基づき、会長にお願いさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

会長： それでは、ただいま紹介がありましたように、議事の進行役を務めさせていただきます。

ますので、委員の皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げ、議事に入らせていただきます。

## 議第1号 土岐市国民保護計画（素案）について

会長： まず議第1号土岐市国民保護計画（素案）につきまして、事務局より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。事務局お願いいたします。

事務局：（配布資料 土岐市国民保護計画（素案）修正案に基づき修正箇所を説明。）

それから、お配りした修正案には書いてありませんが、素案70ページの「(4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除」というところで、危険物質等に関する措置命令を市が行うことができるという説明書きがあります。その中に※印で危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置とありまして、【対象】のところでアとイの2つが書いてあります。実は本日こちらの内容のところで委員の方からご指摘をいただきました。アの消防法の関係の危険物は市に権限がありますので市長が行うことができるのですが、イの毒物及び劇物取締法の第2条等で規定されます毒物劇物のところですが、最後の行に“(地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)”という風に括弧書きがしてあります。この括弧書きの意味は、地域保健法で保健所を設置することができる自治体がこの政令によって市又は特別区、具体的には中核市とか政令市とかというところが保健所を置くことができるということで、この土岐市では保健所を設置することはできません。ですから、この権限を有する場合に土岐市は該当しなくなってまいりますので、このイの毒物劇物の関係の記述は土岐市長が命ずることができる対象には当てはまらないということが確認できましたので、このイの一文全てを削除させていただきたいと存じます。

それから、その次につながります【措置】で、“ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）”と書いてあります。これも上の【対象】で毒物劇物を削除させていただきましたので、“危険物については、”を削除して“消防法第12条の3”だけ残しまして、その後の“毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号”のところも削除させていただいて、消防法第12条の3で規定される危険物に対する一時停止又は制限のみという措置ができるということだけの表現に改めさせていただきたいと存じます。

修正案に書いてないので口頭だけで分かりにくいかと思いますが、まず【対象】のイの文を全て削除いたしまして、【措置】で“ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）”という形で、その他の部分については削除させていただいて、市長が命ずることができる部分ではないということに表現を訂正させていただきたいと思います。

あと一点、素案63ページの④医療の提供及び助産のところで、修正案といますか、ご質問ご意見のようなものをいただきました。そもそも医療の提供についてここでは書いてあるのですが、医師の確認をどうやってするのか、施術者が行う施術を含

むというようなことも書いてありますので、法の守備範囲を超えたような事態も出てくるのではないかとか、救護班の設定のところで、看護師等の記述が全然されていないがそういったところは含まれているのかとか、そういったお話を承りました。

それで、こここのところを県に確認をさせていただきまして、もともとこの救援の内容は県が行うものですが、県から市長が事務の委任を受けた場合に救援を市が行う形の説明になっておりまして、県で規定されている救援の内容を県の国民保護計画から写してくると、その中のひとつにこの④医療の提供及び助産が書かれているという流れになっています。もともと「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」というものが厚生労働省から告示をされています。その中に、医療の提供及び助産ということが基準として告示をされていて、当然医師や施術者についてはそれぞれの法律に基づいた資格の、それぞれの守備範囲に基づいた医療の提供をしていただくというのが大前提であるということも考えているということで、法を超えた医療の行為は行われるような考えはとられていないと県から説明がありました。

また、救護班の関係で、看護師等が表現されていないということでしたが、実は防災の関係で市と土岐医師会とで災害時における医療救護活動に関する協定を平成12年に結ばせていただいております。その中で市が災害が発生して医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、医師会に対して医療救護活動の協力を要請するという協定が結ばれています。その中で、医師会におかれましてはあらかじめ医師、それから看護師等で医療救護班を編成しておいていただくというような内容もあります。災害の時の協定ですが、国民保護といった事態におきましてもこういった協定を援用させていただくという考えが基本的にあります。そういったことで看護師、それから事務を司る方ですとかいろんな方々も、この医療の提供及び助産というところの救護班の中には、当然入っているという考え方がなされてこういった表現になっているということでご了解をいただければと思います。

会長： ただいま修正案につきまして説明がありましたが、資料に基づいたものあるいは資料無しでの説明等もありまして、分かりにくい点もあったかとも思いますが、何かご意見ご質問がありましたら、お願いをいたします。

ご質問ご意見はございませんか。

委員： 近隣市町と表現が改められているが、近隣市町は岐阜県内に限るものか、それとも愛知県側についても含まれるのか。

会長： 事務局。

事務局： 愛知県に隣接近接するところも考えてはおりますが、愛知県側で隣接するところとしまして瀬戸市・豊田市と隣接を直接しております。村は無いということでしたので、その辺も含めまして近隣市町という表現に改めさせていただいております。

会長： よろしいでしょうか。他に・・・。

委員： 素案の30ページ「1 避難に関する基本的事項」の、“(1) 基礎的資料の整備”のところで“市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を整備する。なお、関係資料は、「資料編」掲載のとおりである。”と書かれておりますが、資料編が見当たりません、資料編の作成状況はどうなっているのでしょうか、また、避難施設は防災の時と変わるのでしょうか。

会長： 事務局。

事務局： ただ今ご指摘のありました資料編につきましては、本編が固まりきらないことにはなかなか資料編を固めてしまうこともできないということも考えておりました、また、県との本協議の際も本編を協議させていただくということで、資料編は協議の対象ではないということもございまして、本編をまず固めさせていただいてから資料編の具体的な整備に入らせていただこうかと思っておりましたところでございます。大体、こちらの素案に書いてありますような資料のイメージは頭の中では出来上がっております、基になる情報というのも大体どこにあるかというのが分かっておりますので、この国民保護協議会のところで資料編も整いましたらまたご紹介をさせていただきたいと考えております。

それで、避難施設でございますが、避難施設は実は県が指定をされることに法的になっております。県は17年度に県の国民保護計画を作成されまして、今年度になりまして避難施設の調査がございました。当然、公共施設それから現行の地域防災計画に掲載されております避難場所を県に情報として提供をさせていただきました。構造とか面積とか階数とかそういった情報も含めて情報を提供させていただきました、その中から県が避難施設として指定をされるという流れになっております。

現在の状況は、避難施設の情報を市から県へ上げまして、県から公共施設については市に同意の依頼文が来ておりました、同意をお返しさせていただきました県が正式に避難施設として指定されることになるのを今待っている、という状況でございます。当然、避難の方法で建物避難とかそういったことも想定されておりますので、木造の壊れやすいようなものというのは、避難施設からは除外されて、コンクリート造りの丈夫なものですとか、鉄筋造りの丈夫な施設、そういったところが市からあげさせていただいた情報の中から精査されまして県で避難施設として指定をしていただけるものと考えております。以上でございます。

会長： よろしいでしょうか。他にご意見ご質問はございませんか。

会長： 他に特にご意見ご質問がなければ、ただいま提案させていただきました修正案につきましてご説明申し上げた内容により今後の手続を進めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、左様進めさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

## 議第2号 パブリックコメントの実施について

会長： それでは、続きまして2番目の議第2号の諮問事項パブリックコメントの実施についてであります。事務局より説明させますのでよろしくお願いを申し上げます。

事務局： (配布資料1 土岐市国民保護計画(素案)に対する意見募集要領に基づき説明)

会長： ただいまパブリックコメントの有り様についてご説明を申し上げましたが、これにつきましてご意見ご質問がございましたら、お願いを申し上げます。  
ご意見ご質問はございませんか。

委員： 市のホームページでも募集するというので、市外の方からのアクセスも考えられるが、この意見を募集する方の対象については、どういった方を対象とされるのか。

会長： 事務局。

事務局： こちらとしましては、原則としては土岐市の市民の方なのですが、ただ土岐市国民保護計画の中には、例えば、企業さんにも協力していただく、ということもございますので、原則土岐市民の方なのですが、そういった土岐市に事業所等をおいてみえるなど、土岐市に関わりをもってみえる方もこちらとしては想定いたしております。

会長： よろしいでしょうか。他にご意見ご質問はございませんか。

会長： 特にご意見ご質問がございませんようでしたら、お諮りをいたしたいと思いますが、ただ今提案させていただきました意見の募集要領につきまして、ご承諾をいただける委員の皆様の拍手をいただけたらと存じます。いかがでしょうか。

(委員一同：拍手)

会長： ありがとうございます。皆様方の拍手をいただきましたので、この意見募集要領によりまして素案に対します意見の公募を実施させていただくことといたしますので、よろしくお願いをいたします。

会長： 以上で本日予定しておりました議事は全て終了をすることができました。委員の皆様のご協力によりスムーズに進行できましたことに対しまして深く御礼を申し上げ進行役を終わらせていただきます。ご協力賜りましてありがとうございました。

○ その他

進行： 慎重なるご審議ありがとうございました。

進行： それでは、次第の4. その他ですが、今回の議事以外に何か委員の皆様の方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○ 閉会

進行： それでは、ご意見なども無いようですので、以上を持ちまして本日の土岐市国民保護協議会を終了させていただきます。お忙しいところ、誠にありがとうございました。